

第4次
宗像市保健福祉計画
概要版

令和2年3月
宗 像 市

1 計画の概要

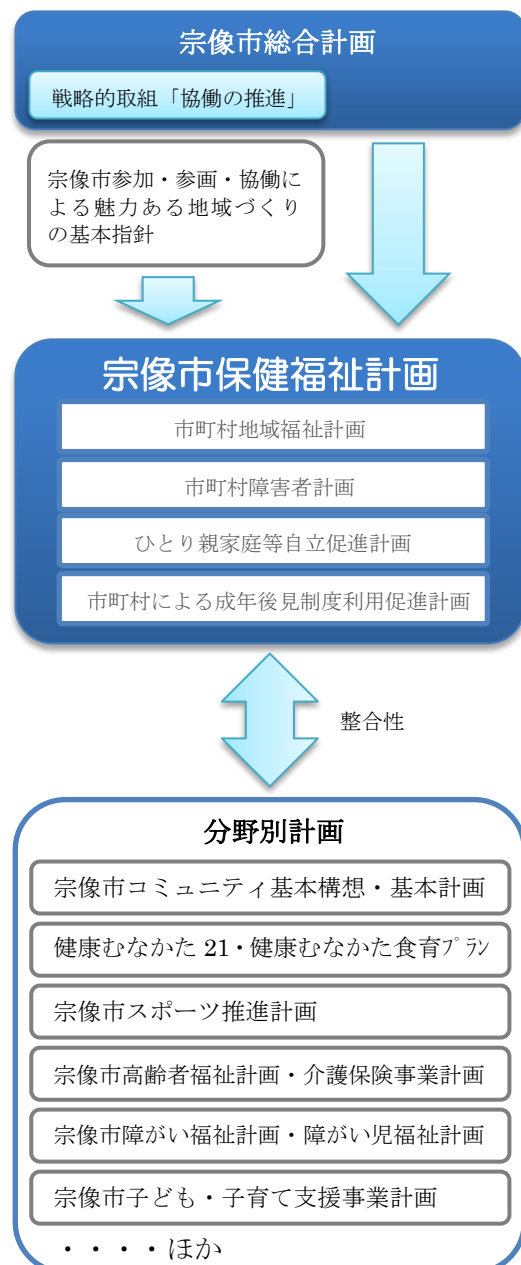
1) 保健福祉計画とは

①保健福祉に関する大きな方向性を示す総合的な計画

本計画は、本市の保健福祉に関する総合的な計画として、地域福祉、保健・医療、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの推進に関する取り組み方針を取りまとめたものです。

②法律に規定された4つの計画が保健福祉計画に包含

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」、障害者基本法第11条に規定されている「市町村障害者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定されている「ひとり親家庭等自立促進計画」、成年後見制度利用促進法第14条に規定されている「市町村による成年後見制度利用促進計画」に位置付けされるものです。

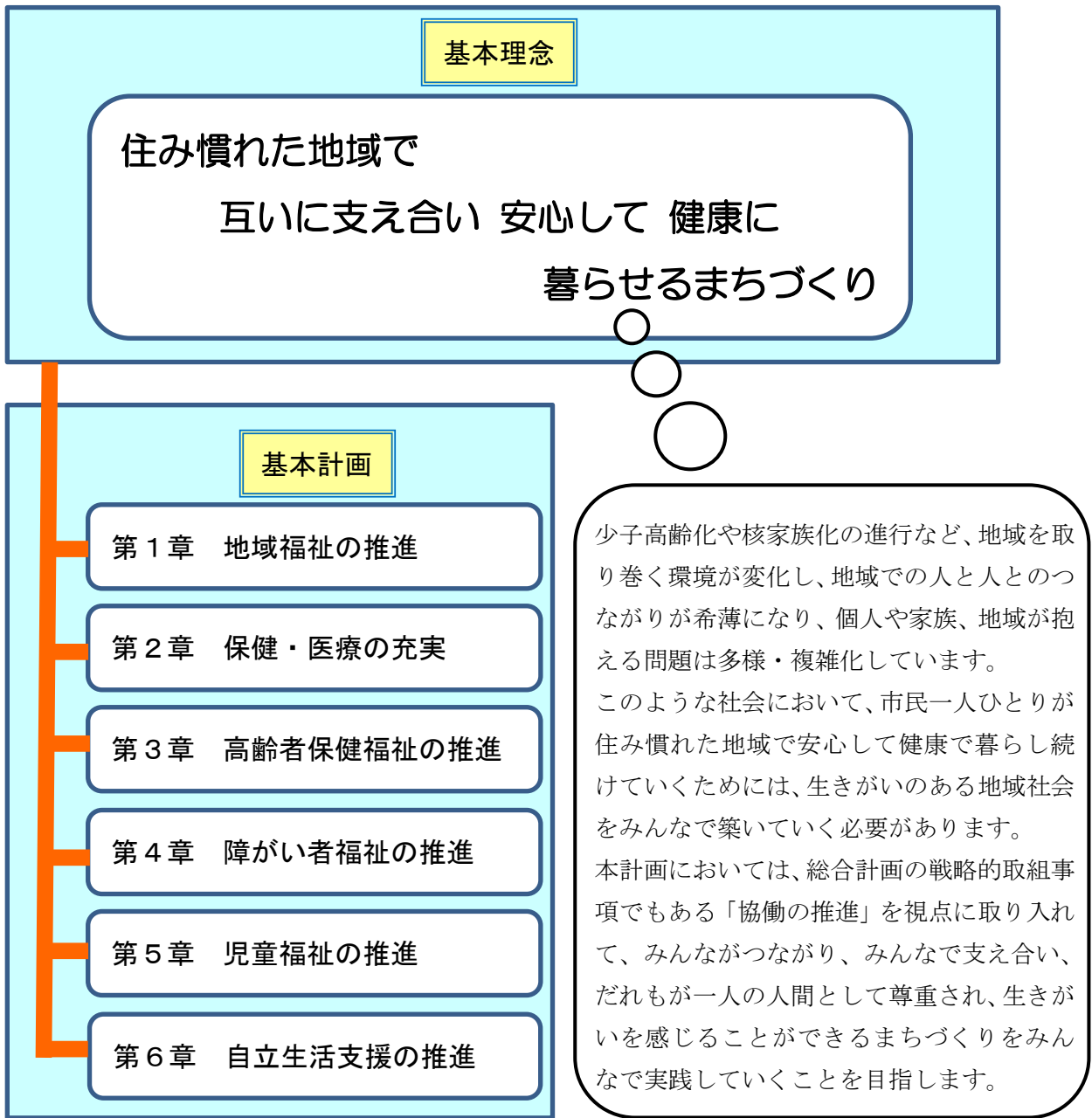


2) 分野別計画との関係

分野別計画と整合性を図って策定

本計画の策定にあたっては、宗像市総合計画、宗像市参加・参画・協働による魅力ある地域づくりの基本指針、並びに分野別計画のうち宗像市コミュニティ基本構想・基本計画、宗像市地域防災計画、宗像市自殺対策推進計画、健康むなかた21・健康むなかた食育プラン、宗像市国民健康保険保健事業実施計画、宗像市スポーツ推進計画、宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、宗像市障がい福祉計画・障がい児福祉計画、宗像市子ども・子育て支援事業計画、宗像市男女共同参画プランとの整合性を図って策定しています。

3) 計画の体系



4) 計画の期間

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宗像市保健福祉計画	現計画	新計画				

2 基本計画

1) 地域福祉の推進

基本目標1 ともに支え合う地域づくりの推進

住み慣れた地域で互いに支え合い、安心して健康に暮らせるまちを実現するために、住民が主体となった地域における支え合いの取り組みを推進するとともに、人と人とのつながりを築くための世代間交流ができる取り組みを推進することが必要です。

○取り組み方針

施策	多様な主体による地域づくりの推進
	コミュニティ運営協議会を中核とした地域福祉活動の推進
	地域の自主防災活動の充実
	市民が安心して利用できる公共施設の整備

基本目標2 地域福祉活動を担う人づくりの推進

地域住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進するために、地域福祉に対する意識の醸成と活動の担い手の育成が必要です。

○取り組み方針

施策	地域福祉に対する意識の醸成
	地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成
	地域福祉活動に携わる人材育成

基本目標3 必要な情報を必要な人に提供し、だれもがいつでも相談できる体制の充実

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要とする福祉サービスに関する情報が提供され、適切な支援を受けることができる体制の充実が必要です。

○取り組み方針

施策	福祉サービスに関する適切な情報提供
	相談支援体制の充実

基本目標4 権利擁護の推進

市民だれもが住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、権利擁護の推進が必要です。

○取り組み方針

施策	虐待や消費者被害などの防止
	成年後見制度の利用の促進
	権利擁護に資する取り組みへの支援

2) 保健・医療の充実

基本目標1 地域が元気になる健康づくりの推進

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して健康で暮らし続けていくためには、地域社会全体が相互に支え合いながら、健康づくりを推進していく必要があります。

○取り組み方針

施策	地域との連携による健康づくりの推進
	健康づくり活動の担い手の育成支援

基本目標2 生活習慣病の発症や重症化の予防

市民が自らの生活習慣における課題を認識し、改善に努め、健康で元気に生活できるよう、生活習慣病の発症や重症化を予防する取り組みが必要です。

○取り組み方針

施策	市民の健康管理の支援
	生活習慣病予防・重症化予防に係る学習支援の推進

基本目標3 がんの早期発見と早期対応

死因第1位のがんによる死亡を減少させるためには、市民一人ひとりががんについて関心を持ち、がんを早期に発見し、早期対応に努めることが重要です。

○取り組み方針

施策	がんに関心を持てる環境づくりの推進
----	-------------------

基本目標4 健康的な生活習慣の習得

市民がより健康的な生活を送るためには、食と運動などによる健康づくりで健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。

○取り組み方針

施策	食育の推進
	スポーツ・運動を通じた健康づくり活動の推進
	飲酒と喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境づくりの推進

基本目標5 こころの健康づくりの推進

健やかなこころを支える地域づくりを目指して、自殺につながる要因の軽減に取り組むことが大切です。

○取り組み方針

施策	こころの健康を支える環境づくりの推進
	自殺対策の推進

基本目標6 地域医療体制の確保と継続的な感染症対策

市民が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、地域医療体制の確保と継続的な感染症対策が必要です。

○取り組み方針

施策	救急医療体制の整備
	感染症対策の推進

3) 高齢者保健福祉の推進

基本目標1 高齢者の社会参加の推進

高齢者が生きがいを持って生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を推進し、人生の最期まで役割のある環境づくりが必要です。

○取り組み方針

施策	高齢者の地域貢献活動の推進
	高齢者の就業支援の推進

基本目標2 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

高齢者が元気に活躍し続けることができるよう、健康づくりと介護予防の取り組みを推進していく必要があります。

○取り組み方針

施策	住民主体の介護予防活動の推進
----	----------------

基本目標3 高齢者などの権利擁護の推進

高齢者などが住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、高齢者などの権利擁護の推進が必要です。

○取り組み方針

施策	(再掲) 虐待や消費者被害などの防止
	(再掲) 成年後見制度の利用の促進
	(再掲) 権利擁護に資する取り組みへの支援

基本目標4 高齢者の住み慣れた地域での日常生活への支援の推進

高齢者が人生の最期まで安心して地域で生活し続けることができるよう、地域での日常生活への支援が必要です。

○取り組み方針

施策	(再掲) 福祉サービスに関する適切な情報提供
	高齢者の自立生活支援の推進
	認知症の人やその家族が暮らしやすい環境づくりの推進
	高齢者の在宅生活支援の推進
	介護が必要な高齢者の在宅生活支援の推進
	在宅医療・介護を一体的に提供する環境づくりの推進
	在宅生活が困難な高齢者の生活支援の推進

基本目標5 高齢者の在宅生活を支える家族への支援の推進

介護を必要とする高齢者とその家族が安心して暮らしていけるよう、高齢者の在宅生活を支える家族への支援が必要です。

○取り組み方針

施策	家族介護者の負担軽減のための支援の推進
----	---------------------

4) 障がい者福祉の推進

基本目標1 障がい者の地域での日常生活への支援の推進

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での日常生活への支援が必要です。

○取り組み方針

施策	(再掲) 福祉サービスに関する適切な情報提供
	地域での自立生活支援の推進
	より効果的なサービスを提供するための関係機関の連携体制の充実

基本目標2 障がい者理解の促進

障がい者が住み慣れた地域や家庭で自分らしく生活できるよう、一人ひとりの市民が障がいのある人に対する理解と認識を深め、自らの問題として考える基盤づくりが必要です。

○取り組み方針

施策	障がい者理解を深めるための普及・啓発の推進
----	-----------------------

基本目標3 障がい者の社会参加の推進

障がい者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるよう、障がい者の社会参加の推進が必要です。

○取り組み方針

施策	障がい者の就労の推進
	障がい者のスポーツ活動の推進
	障がい者の文化芸術活動の推進
	(再掲) 市民が安心して利用できる公共施設の整備
	コミュニケーションのバリアフリー

基本目標4 障がい者の権利擁護の推進

障がい者が住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、障がい者の差別の解消と権利擁護の推進が必要です。

○取り組み方針

施策	障がい者への差別解消の推進
	(再掲) 虐待や消費者被害などの防止
	(再掲) 成年後見制度の利用の促進
	(再掲) 権利擁護に資する取り組みへの支援

5) 児童福祉の推進

基本目標1 地域全体で取り組む子育て支援の推進

市民が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭を地域全体で支える取り組みが必要です。

○取り組み方針

施策	地域全体で子育て家庭を支える環境づくりの推進
	地域での子育て支援を担う人材の育成

基本目標2 子育ての悩みや不安を安心して相談できる環境づくりの推進

子育ての悩みや不安を抱える保護者が孤立することなく安心して子育てできるよう、子育てに関する相談を総合的に行うことができる環境が必要です。

○取り組み方針

施策	妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援の推進
	妊娠・出産、子育てに関する様々な心配ごとに関する総合相談支援の推進

基本目標3 妊産婦・乳幼児・子育て家庭の健康づくりの推進

市民が安心して子育てをしながら、子どもの将来の健康づくりへつながっていくよう、妊娠・出産・産後、そして育児期にかけて、乳幼児とその家族に対する心身の健康づくりを支援する取り組みが必要です。

○取り組み方針

施策	妊娠・出産・産後の母子の心身の健康管理支援の推進
	乳幼児の健全な育成支援の推進

基本目標4 安心して子育てできる環境づくりの推進

市民が地域で安心して子育てできるよう、保護者が安心して働くことができる環境や子育ての負担を軽減させる取り組みが必要です。

○取り組み方針

施策	保護者が安心して働くことができる環境づくりの推進
	子育てに対する負担感の軽減

基本目標5 発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもへの支援

一人ひとりの子どもの特性に適した支援が必要な時に受けられるよう、発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもへの配慮が必要です。

○取り組み方針

施策	療育・発達支援の推進
	障がいの状況に応じた就学支援の推進
	障がい児の生活支援

基本目標6 子どもの権利擁護の推進

子どもが地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、子どもの権利擁護の推進が必要です。

○取り組み方針

施策	(再掲) 虐待や消費者被害などの防止
	子どもの権利侵害の救済や回復を図るための体制の充実
	不登校状態にある子どもの自立支援
	生活困窮家庭などの子どもに対する学習支援の推進

6) 自立生活支援の推進

基本目標1 生活困窮者の自立相談支援体制づくりの推進

生活に困窮した市民が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活困窮者を早期発見し、生活困窮者が抱える様々な課題に対応できるよう、生活全般に渡る包括的な支援を行う相談支援体制が必要です。

○取り組み方針

施策	生活困窮者が安心して相談できる体制づくりの推進
	生活困窮者の早期発見の仕組みづくりの推進

基本目標2 生活困窮者一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な自立支援

生活困窮者が抱える様々な課題の解決のため、一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な自立支援が必要です。

○取り組み方針

施策	自立支援プランに基づく生活困窮者に対する包括的な支援の推進
----	-------------------------------

基本目標3 最低限度の生活の保障

経済的な困窮状態に陥った際のセーフティネットとして、最低限度の生活の保障に努める必要があります。

○取り組み方針

施策	被保護世帯の課題に応じた支援
	被保護者の健康管理の支援

基本目標4 住宅に困窮する低額所得者などに対する市営住宅の供給

住宅に困窮する低額所得者などに対して市営住宅を供給できるよう、市営住宅への入居希望者及び入居者に対する的確な対応と適切な施設管理に努める必要があります。

○取り組み方針

施策	市営住宅の適正な管理
----	------------

基本目標5 就労支援の推進

若者から高齢者まで地域住民が気軽に就職相談などのサービスを受けることができるよう、国や県などの関係機関と連携して、地域に密着した就職相談などのサービスの提供に努める必要があります。

○取り組み方針

施策	就労支援を推進する国や県などの関係機関との連携体制づくりの推進
----	---------------------------------